

障害程度区分および受給者証交付までの流れ

相 談

サービスの利用を希望する方は、まずは各市町村担当窓口か支援事業への相談から始めます。



申 請

相談の結果、サービスを希望する事になった場合は、市町村にサービスの利用を行うための申請をします。



審 査

申請の内容に基づいて、市町村から本人の生活状況や障がいの度合いなどに関して調査を受けます。この調査を元に、審査・判定がなされ、障害程度区分が決定されます。



認定結果の通知

障害程度区分、介護者の状況、本人の希望などを懸案してサービスの支給量が決まり認定結果が通知されます。

サービス利用者には「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。